

平成二十七年内閣官房・法務省令第一号

矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四
条第一項の規定による矯正医官の兼業等に
関する規則

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する
法律（平成二十七年法律第六十二号）第四条第一
項の規定に基づき、矯正医官の兼業及び勤務時間
の特例等に関する法律第四条第一項の規定による
矯正医官の兼業等に関する規則を次のように定め
る。

（法第四条第一項に規定する内閣官房令・法務
省令で定める施設）

第一条 矯正医官の兼業の特例等に関する法律
（以下「法」という。）第四条第一項に規定する
内閣官房令・法務省令で定める施設は、次に掲
げる施設とする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十
七号）第十三条第一項に規定する産業医を選
任すべき事業場

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
第八条第二十八項に規定する介護老人保健
施設

三 警察及び海上保安庁が取り扱う死体につい
て、調査、検査、解剖その他死因又は身元を
明らかにするための措置を行う施設

四 監察医として死体の検案又は解剖を行う
施設

五 精神保健指定医として職務を行う施設
六 その他法務大臣が内閣総理大臣と協議して
定める施設

（部外診療の承認）

第二条 法務大臣は、法第四条第一項の規定によ
り部外診療の承認の申請を受けたときは、次に
掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限
り、当該部外診療を行うことを承認することが
できる。

一 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す
る法律（平成十七年法律第五十号）第五十六
条、少年院法（平成二十六年法律第五十八
号）第四十八条又は少年鑑別所法（平成二十
六年法律第五十九号）第三十条に定める措置
等に必要な能力の維持向上に資するものであ
ること。

二 兼業による著しい疲労その他の身体上又は
精神上的の理由により、職務の能率的な遂行に
悪影響を及ぼすおそれがないこと。

三 兼業することが、国家公務員としての信用
を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそ
れがないこと。

四 正規の勤務時間において、勤務しないこと
となる場合においては、公務の運営に支障が
ないこと。

（部外診療の承認の申請）

第三条 部外診療の承認の申請は、次に掲げる事
項を記載した書面によらなければならない。

一 矯正医官の氏名、現住所及びその占める官
職並びにその属する職務の級

二 矯正医官の正規の勤務時間
三 部外診療先及びその職名

四 部外診療先における勤務時間、勤務の内容
及び部外診療の予定期間

五 矯正医官がその正規の勤務時間において、
勤務しないこととなる必要の有無及びその
内容

六 矯正医官が報酬を得て、部外診療を行う場
合には、その金額

七 部外診療を必要とする理由
八 その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条 法務大臣は、矯正医官の部外診療の承認
に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を
記載するものとする。

一 部外診療を承認した年月日
二 矯正医官の氏名及びその占める官職並びに
その属する職務の級

三 部外診療先及びその職名
四 部外診療の予定期間

附則

この命令は、法の施行の日（平成二十七年十
二月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月二二日内閣官
房・法務省令第一号）
この命令は、一般職の職員の給与に関する法
律等の一部を改正する法律附則第一条第一項た
だし書に規定する規定の施行の日（平成二十八
年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二二日内閣官房・
法務省令第一号）
この命令は、困難な問題を抱える女性への支
援に関する法律の施行の日（令和六年四月一
日）から施行する。